

(電子版)

info@jikosoren.jp

2021年 第50号 2021年12月21日

発行:自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201 tel. 03-3875-8071 fax. 03-3874-4997

交運共闘交渉

「ライドシェア認めない」など再度確認

交運共闘は12月10日、11・11行動で提出した個人請願書の内容について厚労省・ 経産省・国交省と交渉を行いました。タクシー・バスにかかわる部分を紹介します。

改善基準改正「休息期間9時間案には科学的根拠はない」



厚労省交渉 =2021.12.10、衆院第2議員会館

【2021.12.10 厚生労働省交渉(交運共闘)】

出席者 厚 労 省 労基局監督課過重労働特別対策室前田優香事務官他 交運共闘 髙城議長、光部事務局長、菊池幹事他8人

要請項目

1. 新型コロナウイルス対策の雇用調整 雇調金は、来年1月以降原則的な措置 通運輸労働者のPCR検査を最優先に公費 負担で受診できる体制の確保を行うこは、2022年2月末までに知らせる。 と。

回答要旨

助成金、休業支援金など事業と労働者 について段階的に見直しをしていく。現 を支援する特例措置を延長し、特例の一行の業況特例、地域特例の最大日額上限 廃止など改悪をしないこと。また、交 1万5000円の助成措置は2022年3月末ま |で延長する予定。4月以降の取り扱い

> 休業支援金は、雇調金同様に2022年3 月末まで延長する予定。地域特例を除 き、日額上限は2022年1月以降段階的に 縮減していく。

> PCR検査は、11月12日にまとめた政府の 対策で、都道府県が、健康上の理由等で ワクチン接種が受けられない人を対象と しての検査を予約不要、無料で支援す る。感染拡大傾向がみられる場合、ワク

2. 新型コロナウイルスによる経済自粛 いて企業から実態を聴取し、労働者のる。

健康を守る措置を徹底すること。

チン接種者を含めて検査を無料で行う支 援を都道府県が行うこととした。

検討会で検討してきた結果を昨年12月 の影響でリモートワークの導入が推し|にまとめ、今年3月に「テレワークの適 進められている。リモートワークの労 切な導入および実施・推進のためのガイ 働環境、労働時間の管理の方法等につ|ドライン」を改定して周知を行ってい

> 事業者は労働者が自宅等でテレワーク を行う場合でも安全で衛生的な作業環境 を確保する必要がある。「ガイドライ ン」で、自宅等の作業環境を確認するた めのチェックリストを示し、改善にとり くんでいる。

「働き方改革」での残業時間規制に の満了を待つことなく、できる限り早|に移行できるよう努力していく。 く一般職と同じ規制を適用すること。 金銭解決制度を導入せず、柔軟な働き 方として個人請負の雇用関係によらな|されるよう丁寧に検討をすすめていく。 い働き方を推進しないこと。

まずは年間960時間の上限規制に円滑に ついて、自動車運転労働者の猶予期間|対応していき、できるだけ早期に一般則

裁量労働制のあり方については、現 新たに、企画業務型裁量労働、解雇の一在、検討を行っているが、制度の趣旨に 沿って労使双方に有益な制度として運用

> 解雇の金銭解決は「使用者側が一方的 に金銭を払うことによって解決する」と いうことではなく、裁判で解雇が無効と された時に金銭救済をするという制度に ついて有識者検討会を行い、制度を導入 した場合の法的な論点について議論して いる。制度導入については検討会の結果 を踏まえて最終的に労働政策審議会にお いて結論を得ていく。

> 雇用関係によらない働き方について は、個人の都合に合わせた働き方ができ るなどのメリットがある一方で仕事内容 の一方的な変更や報酬が低いなどの声が 上がっている。厚労省としては、雇用に よらない働き方を増やすための政策を進 めるということは考えてはいない。た だ、働き方が多様化している中で安心し て働いていけるようとりくんでいる。。

4. 現在、労働政策審議会で改正が審議 告示」について、ILO第153号条約や同

(労基局監督課過重労働特別対策室) されている自動車運転者の「改善基準」改善基準告示については、働き方改革関 連法の国会附帯決議において過労死等の

に行い実効確保をはかること。

映させること。

―休息期間11時間の当初案からどうい| 71?

---9時間では5時間しか眠れない。生| 9時間で十分な睡眠をとるのは難しい 丈夫だという科学的根拠があるのか?

- 5. 国土交通省・警察庁等とも連携して すること。そのための人員を確保する こと。
- 6. 最低賃金を1500円以上に引き上げ、 最低賃金法違反については、業界や地 国一律で引き上げてしまうことは慎重な

161号勧告「過労死認定基準」などとの 防止の観点から見直しを行うよう指摘を 関連から抜本的に改正し、拘束時間の 頂いているところである。現在、労働政 大幅短縮、休息期間の延長などを定め 策審議会に専門委員会を設置し、その下 るとともに罰則化を含む法制化を直ち|に各作業部会(ハイタク・トラック・バ ス)を設置している。ハイタク・バスに ①1日の拘束時間=原則11時間(最)ついては、2021年度末に見直し案の取り 大13時間)以内 ②休息期間=原則13 まとめをめざし、トラックについても 時間(最低11時間)以上、分割特例の2022年度の中頃までにとりまとめるよう 廃止 ③1か月の拘束時間=トラック 議論している。引き続き、関係労使の合 252時間、タクシー日勤238時間、同隔|意のもとで各業態の実態を充分踏まえ、 日勤務228時間、バス240時間以内 ④ また運転者にとって魅力ある労働環境が 審議に、建交労・自交総連の意見を反 実現できる内容となるようとりくんでい < 。

10月の事務局案は、EU規定や過労死認 う経緯で9時間追加案が出てきたの|定基準改正検討会での議論を考慮して11 時間としたが、使用者代表からは厳しい 意見が出て、11時間では議論もできない ということだったので、9時間以上とい う追加案を出した。過労死防止というこ とは事務局では念頭においている。最初 に出した11時間という案も生きており、 両案で議論をお願いしている。

活時間を削れということか、毎日でなしと思う。 9時間でいいという根拠はな ければいいということか、9時間で大い。現行の8時間から長くするために9 時間という案を出している。

近年の行政改革の流れの中で国家公務 交通運輸労働者にかかる労働関係法違|員の定員が大幅に削減され、今後も大幅 反を厳しく取り締まる監督体制を強化 な職員の削減が予想される。厳しい状況 ではあるが、厚労省としては労働基準監 督官の確保については重要であると考 え、必要な増員、体制確保に努めてき た。今後とも体制強化をはかり適切な監 督指導を行っていく。

地域別最低賃金は、各地域における労 全国一律の制度とすること。引き上げ|働者の賃金、生計費、企業の支払い能力 に当たっては、中小零細企業への支援を考慮して地域ごとに決定されている。 措置を講じること。現に発生している地域ごとの各種指標の差を考慮せずに全 域ぐるみの集団指導等を工夫して、厳検討が必要である。一方で最低賃金の地格に取り締まること。 域間格差は解決していくべきものと考

検討が必要である。一方で最低賃金の地域間格差は解決していくべきものと考え、最高額に対する最低額の比率は7年連続で改善している。

中小零細企業への支援措置は重要であると考えている。業務改善助成金等の要件緩和を行っており、賃上げにとくんでいる中小企業の生産性向上を支援している。また、最低賃金を含む労務費等の上昇を価格転嫁できるよう下請け取引適正化のとりくみを一層すすめていく。

最賃法違反について、労働基準監督機関としては、自動車運転者の適正な労働条件の確保について重点的にとりくんでいる。2020年においては、自動車運転者を使用している3654事業所に対して監督指導を実施し、この内2957事業所に労働基準関係法令違反が認められたため指導した。同年に定期監査等を実施した11万6317事業所の内、最賃法4条違反が認められたのは3474事業所だった。運輸交通業では146事業所だった。

7. 交通運輸業に多い社会保険未加入事業場の加入を徹底すること。

日本年金機構において地方運輸局等の 関係機関から提供された情報等の活用に より、実態を把握し、加入指導等を行っ ている。さらに国税庁から提供された法 人事業所情報を活用し、より一層の適用 促進にとりくんでいる。

「法令違反のサンドボックス実証計画は認定しない」

【2021.12.10 経済産業省交渉(交運共闘)】

出席者 経 産 省 物流企画室消費経済企画室神田浩輝室長補佐他 交運共闘 髙城議長、光部事務局長、菊池幹事他8人

要請項目	回答要旨
1. コロナ禍が終息していないにもかか	職員による不正受給については、真摯
わらず受付終了した持続化給付金、家	に反省している。
賃支援給付金については、申請受付を	持続化給付金、家賃支援給付金につい
再開し、その他の補助金・給付金制度	ては本年3月に終了している。現在もコ
も内容を充実させるとともに、経産省	ロナ禍で苦しんでいる事業者が多々いる

職員による不正受給など国民の信頼をことは認識しているが、当時の状況とは 正な運用を図ること。

失わせる事態を反省し、再発防止、公 背景が違うことから両給付金の申請再開 はしていない。一方、本年1月以降の緊 急事熊宣言の発令等に伴い売上が50%減 少した事業者については業種、地域を問 わず「一時支援金」や「月次支援金」の 措置を行っている。月次支援金について は10月分まで対象になっている。現在、 臨時国会で審議している「事業復活支援 金」は事業収入が50%以上減少した事業 者に上限150万円、個人事業主には上限50 万円の給付、売上げが30%~50%減少し た事業者には上限150万円、個人事業主に は上限30万円の給付内容としている。具 体的な申請スケジュールは現在、国会審 議となっている。

- 2. コロナ危機によって甚大な被害を受し 策を反省し、公共性の重視、国民の安な制度運用を図っていく。 心・安全、労働者の労働条件向上に十 分配慮した政策への転換を図ること。
- と。規制のサンドボックス制度で、ラ こと。
- 新たな技術やビジネスモデルの実証に けている交通運輸産業は、これまでの一ついての規制のサンドボックス制度の運 規制緩和政策によって、過当競争、収用については、基本方針が閣議決定され 益悪化、労働条件低下等がすすみ企業 ており、その中で「人の生命等を侵害し 体質が脆弱なっていたことが被害を拡 ないこと」を担保したうえで実証すべき 大していることにかんがみ、経産省が として明記され、法令の中で安全への配 主導してきた新自由主義・規制緩和政慮が盛り込まれている。引き続き、適切

規制のサンドボックス制度は、海外で は金融関係を中心にすすめられることが 3. 世界中で事故や犯罪など問題が噴出|多いが、日本の場合は特定分野に限定は しているライドシェア (二種免許資格 しておらず、交通関係もサンドボックス のない運転者が自家用車で他人を運送|制度の実証対象になっている。一方で実 するもの)の合法化を推進しないこ|証を認定する際は規制への違反が重要な 認定基準の一つとなる。ライドシェアに イドシェアを実証実験の対象としない一ついては、規制を所管する主務大臣が安 全性など規制の法令に違反するものでは ないと厳格に確認したうえで認定するこ とになるので、法令に違反するような実 証計画が安全性が担保されないまま認定 されることはない。

4. グレーゾーン解消制度によって、レ

グレーゾーン解消制度について、この ンタカー利用者と運転者のマッチング 制度は事業者が新しい事業活動をするに (ジャスタビ)、中長距離のライドシ|あたって規制の適用の有無を確認する制 ェア (notteco) 等の白タク行為を合法 | 度である。今回の案件については、道路

こと。

化した認定を改めるとともに、今後、「運送法を所管している国土交通大臣が適 自家用車による無償の旅客輸送行為や 法性の判断をすることになる。グレーゾ 荷物の共同配送など道路運送法に抵触 ーン解消制度で認定するわけでなく、確 する規制逸脱行為を合法と認定しない 認した回答を求めるものであり「お墨付 き」を与えるものではない。仮に道路運 送法上の登録や許可など法律違反行為が あった場合は国土交通大臣において厳正 に対処される。

7. トラック、貸切バス事業について、 国土交通省などとも連携して、荷主や 願う(経産省の担当ではない)。 旅行会社など優越的な地位にあるもの による低運賃の押し付け、買い叩き、 と。

旅行会社については国交省への確認を

トラック輸送における適正取引の推進 については、国交省で作成されている 手数料の還元要求(バック・マージ」「トラック運送業における下請け荷主適 ン)などの不公正取引には罰則を含む 正取引推進ガイドライン」があり、経産 指導を行うこと。同時に公正取引によ|省としても協力していく。法令違反の原 る適正運賃収受の対策を強化するこ因となる恐れのある行為(過積載、荷待 ちなど)について、国交省からコンプラ イアンス確保についての働き掛けを行う 制度がある。これに、経産省としても改 善項目チェックなどで協力している。

「ライドシェア 認めるわけにはいかない」

国交省交渉=2021.12.10衆院第2議員会館



【2021.12.10 国土交通省交渉(交運共闘)】

出席者 国 交 省 自動車局旅客課土肥祐二タクシー事業活性化調整官他 交運共闘 髙城議長、光部事務局長、菊池幹事他8人

要請項目

1. 共通課題 (新型コロナウイルス対 公共交通事業者や物流事業者および従 策)

回答要旨

事者は、業務に献身的に従事しているも 新型コロナウイルス対策として、交|ので、感謝申し上げる。地域公共交通に 通運輸労働者の感染防止、賃金・労働 ついては、鉄道、バス、離島航路等の運

条件の低下防止、雇用の維持を図り、 財政支援など特別の緊急対策を実施す ること。

行維持や感染症防止対策の強化等につい 営業収入が大幅に減少している事業に てこれまで累次の補正予算や2021年度当 ついては、事業の存続のため、直接の 初予算を活用して支援してきた。また、 先般閣議決定された2021年度補正予算案 についても地域公共交通事業者による持 続可能な運行確保に向けた支援として約 285億円を盛り込んでいるところである。 2022年度で要求していく予算措置と合わ せて地域公共交通事業者をしつかりと支 援していく。

2. 自動車関係

的に意見を述べること。

(改正の提案内容=略)

なるよう国交省からも言ってくれ。

(2) コロナ対策のタクシー臨時休車措置 じること。

自動車運送事業の運転者は全産業労働 (1) 現在、厚労省労働政策審議会で改正|者と比較して労働時間が長く、過労死の が審議されている自動車運転者の「改|認定件数も多いことから自動車運送事業 善基準告示」について、ILO第153号条 における長時間労働の是正が重要な課題 約や同第161号勧告、厚生労働省の「過」であると認識している。運転者の拘束時 労死認定基準」などとの関連から、労間などを定めた改善基準の見直しについ 働者の健康、自動車運行の安全を確保 ては、(厚労省の)専門委員会で検討が する観点で、以下のとおりの適切な改一行われている。国交省としては、2018年 正となるように、国交省としても積極|に成立した働き方改革関連法に対する衆 参両院附帯決議にもある自動車運送事業 の実態を踏まえつつ長時間労働の是正が すすむよう専門委員会に参画するなどし て厚労省に対して適切に協力している。

一休息期間が当初の11時間案から9時│ 休息期間が追加案で9時間以上となっ 間の追加案になった。国交省は、睡眠 たのは、アレッと思った。国交省はオブ 不足の運転者は乗務させないとしてい ザーバー参加なので、聞かれていないこ るのだから、睡眠時間が取れる基準に とについて言うのは難しい。審議の行方 を注目している。

タクシーの臨時休車措置は、適用期限 を延長し、苦境にあるタクシー・バス を2022年3月末まで延長、車両の復活期 事業、労働者への直接の補助対策を講|限についても6月末まで延長した。期限 については、コロナの状況を踏まえつつ 柔軟に対応していく考えである。

> バス・タクシー事業の支援について、 2021年度の補正予算において2020年度予 算を上回る額を用意している。引き続 き、バス・タクシー事業の支援について はしっかりととりくんでいく。

(3) ライドシェア合法化を認めない立場

国交省としては、自動車による旅客の を堅持するとともに、タクシーの公共 運送において安全・安心の確保が最重要

性を損ない、利用者と労働者に負担を な課題と認識している。自家用車を用い ライシング)の導入を行わないこと。

強いる変動運賃制(ダイナミック・プトライドシェアは運行管理や車両整備等 について責任を負う主体をおかないまま に自家用車のドライバーが運送責任を負 う形態を前提にしている。国交省として は、このような形態の旅客運送を有償で 行うことは安全確保、利用者の保護等の 観点から問題があるため、認めるわけに はいかないと考えている。

> 事前確定型の変動運賃は10月からアプ リ会社2社で実証実験を実施している。 結果を集計、分析して変動運賃の制度化 の検討をすすめていく。

4. 公務関係

(1) 交通運輸の安心・安全の確保など、 算の確保をはじめとした体制拡充を早 実施のために最大限努力していく。 期に図ること。また、国民の暮らし、 機関を廃止しないこと。

要員確保について、国の人件費抑制方 針等の厳しい財政事情の中ではあるが、 国土交通行政が本来果たすべき役割を 国民生活における安全・安心の確保に支 十分に発揮するため、必要な要員・予|障が生じないよう国土交通行政の適切な

予算確保について、国民の安全・安心 安心・安全を守る観点から、国の出先の確保をはじめ国土交通行政が担う役割 をしっかりと果たすことが出来るよう全 力を尽くしていく。

> 出先機関の廃止等については検討して いない。

(2) 「独立行政法人」が果たす役割をふ 務・事業を国の責任で存続・拡充する とともに、運営費交付金の拡充を行う こと。

行政においては企画立案部門と実施部 まえ、国の機関に戻すこと。当面、事1門があり、実施部門に法人格、運営裁量 を与えることによって政策実施のパフォ ーマンスを高揚させることを目的として (独法は) 導入されている。国としては 法人の業務運営上の課題や社会・経済情 勢の変化を踏まえて、必要に応じ人の対 応を適切に行っていく。

せること。

(3) 国の責務として、国民の誰もが、い 人々の円滑な移動のための環境整備、 つでも、どこへでも、安心、安全、快|継続的かつ安定的な物流サービスの提供 適、正確に移動でき、かつ自由に物資 のために必要な施策に引き続きとりくん を輸送できる権利「交通権」を確立さ一でいく。移動権を法律上規定することは 2013年に交通政策基本法が制定された際 に関係審議会において議論が行われ、 「移動権を法制化することは時期尚早」 となっている。